

## 別表五(一)

### 「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」

#### 1 利益積立金額の計算に関する明細書

##### (1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号及び令第9条((利益積立金額))に規定する利益積立金額を計算するために使用します。

##### (2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「区分」の「 <b>積立金2</b> 」以下の空欄	「利益準備金1」以外の利益積立金額(税務上の否認金額のうち留保した金額を含みます。)について、その名称を記載します。	
「 <b>期首現在利益積立金額①</b> 」	原則として、前期分のこの明細書の「差引翌期首現在利益積立金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額)を移記します。	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在利益積立金額④」の記載は必要ありません。
「 <b>当期の増減</b> 」	<p>原則として、「減②」には別表四の「減算」の「留保②」の金額を、「増③」には別表四の「加算」の「留保②」の金額を、その内容に応じて記載します。この場合に別表四の「減算」に記載した「仮払税金(仮払法人税額、仮払地方法人税額、仮払道府県民税額又は仮払市町村民税額)」については「増③」に△印を付けて記載します。</p> <p>なお、次のような場合には、別表四と関係なく次により記載します。</p> <p>(1) 納税充当金を取り崩して、法人税、地方法人税及び復興特別法人税(利子税、延滞税を除きます。)、道府県民税又は市町村民税の額を納付した場合には、「納税充当金27」の「減②」にその合計額を記載するとともに、「未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税28」、「未納道府県民税29」又は「未納市町村民税30」の「減②」にこれらの税額をそれぞれ記載します。</p> <p>(2) 当期の中間納付額として納付すべき法人税、地方法人税、道府県民税又は市町村民税の額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五(二)の「当期発生税額②」の「3」、「9」及び「14」の金額を「未納法人税等28～30」の「増③」の「中間」にそれぞれ記載します。</p> <p>(3) 当期中に支払を受ける利子等(当期末までにその利払期の到来しているものに限り)に係る道府県民税利子割額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五(二)の「利子割8」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税29」の「増③」の「中間」に記載します。</p> <p>(4) 中間配当積立金等を取り崩して剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。)若しくは利益の配当又はいわゆる中間配当(資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。)をした場合には、その積立金の取崩額を「減②」に記載するとともに、「繰越損益金26」の「増③」の金額に含まれることとなります。</p> <p>なお、この場合に会社法第445条第4項の規定により</p>	<p>(1) 別表四の「加算」の「損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税(附帯税を除く。)」2、「損金経理をした道府県民税(利子割額を除く。)」及び市町村民税3」及び「損金経理をした道府県民税利子割額4」の「留保②」の金額については、「未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税28」、「未納道府県民税29」及び「未納市町村民税30」の「減②」にそれぞれ記載します。</p> <p>(2) 当期中に剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、その積立額を「当期の増減」の「増③」に記載し、別表四において「減算」又は「41」から「45」までの各欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付けて記載します。</p> <p>また、当期末後、当期の決算の確定の日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>積み立てた剰余金の配当に係る利益準備金の額は、「利益準備金1」の「増③」に記載します。</p> <p>(5) 平成22年10月1日以後に適格合併に該当しない合併により完全支配関係がある被合併法人から移転を受けた譲渡損益調整資産がある場合には、令第9条第1項第1号ルに規定する金額を「減②」又は「増③」に記載します。</p> <p>(6) 適格合併、適格分割型分割又は適格現物分配により被合併法人、分割法人又は現物分配法人から移転等を受けた資産等がある場合には、令第9条第1項第2号から第4号までに規定する金額を「増③」に記載します。</p> <p>(7) 法人が有する完全支配関係がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合には、「区分」に「〇〇株式(寄附修正)」などと表示した上で、令第9条第1項第7号に規定する金額を「減②」又は「増③」に記載します。</p> <p>(8) 適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産等がある場合には、令第9条第1項第10号に規定する金額を「減②」に記載します。</p> <p>(9) 資本の払戻し等及び自己株式の取得等により払い戻した利益積立金額がある場合には、「減②」に記載します。</p> <p>(10) 減価償却資産につき減価償却超過額(法第31条第4項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))に規定する損金の額に算入されなかった金額をいいます。)がある場合において、その減価償却資産につき令第48条第5項第3号ハ(減価償却資産の償却の方法)に規定する評価損が生じたときには、その評価損はまずその減価償却超過額からなるものとして、その評価損の金額と減価償却超過額の金額(その減価償却資産に係る前期から繰り越された減価償却超過額と当期の償却超過額との合計額)とのいずれか少ない金額を、「区分」に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。</p> <p>(注) (5)から(8)までの場合には、それぞれに従って記載した金額が、この表の左余白に記載された検算式と不符となります。</p>	<p>金額で損金の額に算入するものについては、別表四において「減算」又は「41」から「45」までの各欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します(その積立額は、翌期において「当期の増減」の「増③」に記載します)。</p> <p>(3) 剰余金の配当、利益の配当若しくは中間配当又はこれらに係る利益準備金の積立てのために取り崩した繰越利益金の額は、「繰越損益金26」の「減②」の金額に含まれることとなります。</p>
<p>「繰越損益金 26」</p>	<p>「期首現在利益積立金額①」には、利益剰余金の当期首残高(マイナスの場合は△印を付してください。)を記載し、同一金額を「減②」に記載することによって「期首現在利益積立金額①」を0とし、改めて利益剰余金の当期末残高を「当期の増減」の「増③」に記載します。</p> <p>「増③」は、当期以前の各事業年度又は各連結事業年度(法第64条の4第1項(公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算)の規定の適用を受けた事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度を除きます。)において次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ次に定める金額を同欄の上段に内書として記載します。この場合には、「差引合計額 31」の記載に当たっては、当該内書として記載した金額を「繰越損益金(損は赤) 26」から減算して計算します。</p> <p>(1) 公益法人等又は人格のない社団等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となったこと 当該資産の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額から当該負債の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額を減算した金額</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>(2) 公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと（法第 64 条の 4 第 1 項の規定の適用があったものを除きます。）その該当することとなった時（(2)において「移行時」といいます。）において有する資産（その収益事業以外の事業に属していた資産に限ります。）の価額として当該移行時においてその帳簿に記載されていた金額から当該移行時において有する負債（その収益事業以外の事業に属していた負債に限ります。）の価額として当該移行時においてその帳簿に記載されていた金額を減算した金額</p> <p>(3) 当該法人を合併法人とし、公益法人等を被合併法人とする適格合併（法人が当該適格合併の時において資本又は出資を有する法人であった場合には、当該適格合併に係る被合併法人の全てが資本又は出資を有しない法人であったものに限ります。）により資産及び負債（法人が当該適格合併の時において公益法人等であった場合には、その収益事業に属する資産及び負債となったものに限ります。）の引継ぎを受けたこと（法第 64 条の 4 第 2 項の規定の適用があったものを除きます。）当該資産の令第 123 条の 3 第 3 項（適格合併及び適格分割型分割における合併法人等の資産及び負債の引継価額等）に規定する帳簿価額から当該負債の同項に規定する帳簿価額及び当該適格合併に係る令第 9 条第 1 項第 2 号（利益積立金額）に掲げる金額の合計額を減算した金額</p> <p>(4) 法第 64 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用があったこと（令第 131 条の 5 第 1 項第 3 号又は第 4 号（累積所得金額から控除する金額等の計算）に掲げる場合に該当するものに限ります。）又は法人を合併法人とする合併につき令第 131 条の 5 第 8 項の規定の適用があったこと 当期末における同条第 7 項に規定する調整公益目的財産残額に相当する金額</p>	
<p>「未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税（附帯税を除く。）28」</p>	<p>所得に対する法人税（連結納税の承認の取消しに係る特別控除取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出の額に対する法人税、土地譲渡利益金額に対する法人税及び特定同族会社の留保金額に対する法人税を含みます。）の本税、地方法人税の本税及び復興特別法人税の本税の額の合計額を記載します。</p>	
<p>「当期の増減」の「増③」の「未納法人税等」の「確定」の各欄</p>	<p>この申告により納付すべき法人税、地方法人税及び復興特別法人税、道府県民税又は市町村民税の額について別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「4」、「10」及び「15」の本書の金額をそれぞれ記載します。</p>	<p>別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「4」、「10」及び「15」に外書(△印)の金額がある場合（すなわち、中間納付額の還付金がある場合）には、「3」から「25」までの空欄に「未収還付法人税」等と記載の上、「当期の増減」の「増③」にその金額(△印は付けません。)を記載します。</p>

### (3) 根拠条文

法 2 十八、令 9

## 2 資本金等の額の計算に関する明細書

### (1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第16号及び令第8条(資本金等の額)に規定する資本金等の額を計算するために使用します。

### (2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「区分」の「34」及び「35」の空欄	「資本金又は出資金 32」及び「資本準備金 33」以外の資本金等の額について、その名称を記載します。	
「期首現在資本金等の額①」	前期分のこの明細書の「差引翌期首現在資本金等の額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額）を移記します。	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在資本金等の額④」の記載は必要ありません。
「当期の増減」	<p>(1) 令第8条第1項第1号から第12号までに掲げる金額を「資本準備金 33」から「35」までの各欄の「増③」に記載します。</p> <p>具体的には、次のような項目と金額になります。</p> <p>① 株式（出資を含みます。）の発行又は自己の株式の譲渡をした場合（令第8条第1項第1号イからリまでに掲げる場合を除きます。）に払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額からその発行により増加した資本金の額又は出資金の額（法人の設立による株式の発行にあっては、その設立の時ににおける資本金の額又は出資金の額）を減算した金額</p> <p>② 新株予約権の行使によりその行使をした者に自己の株式を交付した場合のその行使に際して払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額（法第61条の2第13項に規定する場合に該当する場合における新株予約権が付された新株予約権付社債についての社債にあっては、その行使の直前のその社債の帳簿価額）並びにその直前の新株予約権の帳簿価額に相当する金額の合計額からその行使に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額</p> <p>③ 取得条項付新株予約権（取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含みます。）についての取得事由の発生による取得の対価として自己の株式を交付した場合のその取得の直前の取得条項付新株予約権の帳簿価額（新株予約権付社債にあっては、その直前の新株予約権付社債の帳簿価額）に相当する金額からその取得に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額</p> <p>④ 協同組合等及び令第8条第1項第4号イからハまでに掲げる法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額</p> <p>⑤ 合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（令第8条第1項第5号に規定する金額）からその合併による増加資本金額等（同号に規定する金額）と同号イ又はロに規定する金額との合計額を減算した金額（被合併法人の全て又は合併法人が資本又は出資を有しない法人である場合には、0）</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>⑥ 分割型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（令第8条第1項第6号に規定する金額）からその分割型分割による増加資本金額等（同号に規定する金額）及び法人が有していたその分割型分割（無対価分割に該当する適格分割型分割に限ります。）に係る分割法人の株式に係る分割純資産対応帳簿価額（法第61条の2第4項に規定する金額）を減算した金額</p> <p>⑦ 分社型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（令第8条第1項第7号に規定する金額）からその分社型分割による増加資本金額等（同号に規定する金額）を減算した金額</p> <p>⑧ 適格現物出資により移転を受けた資産及びその資産と併せて移転を受けた負債の純資産価額（令第8条第1項第8号に規定する金額）から適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額</p> <p>⑨ 非適格現物出資（法第62条の8第1項の規定の適用を受けるものに限り。）により現物出資法人に交付した被現物出資法人の株式のその非適格現物出資の時の価額からその非適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額</p> <p>⑩ 株式交換（適格株式交換に該当しない無対価株式交換を除きます。）により移転を受けた株式交換完全子法人の株式の取得価額（取得に要する費用が含まれている場合には、その費用の額を控除した金額）から株式交換による増加資本金額等（令第8条第1項第10号に規定する金額）を減算した金額</p> <p>⑪ 株式移転により移転を受けた株式移転完全子法人の株式の取得価額（取得に要する費用が含まれている場合には、その費用の額を控除した金額）から株式移転の時の資本金の額等（令第8条第1項第11号に規定する金額）を減算した金額</p> <p>⑫ 資本金の額又は出資金の額を減少した場合（資本又は出資を有する法人が資本又は出資を有しないこととなった場合を除きます。）のその減少した金額に相当する金額</p> <p>(2) 令第8条第1項第13号から第20号までに掲げる金額を△印を付して「資本準備金33」から「35」までの各欄の「増③」に記載します。</p> <p>具体的には、次のような項目と金額になります。</p> <p>① 準備金の額若しくは剰余金の額を減少して資本金の額若しくは出資金の額を増加した場合のその増加した金額又は再評価積立金を資本に組み入れた場合のその組み入れた金額に相当する金額</p> <p>② 資本又は出資を有する法人が資本又は出資を有しないこととなった場合のその有しないこととなった時の直前の資本金等の額（資本金の額又は出資金の額を除きます。）に相当する金額</p> <p>③ 分割法人の分割型分割の直前の資本金等の額に分割移転割合を乗じて計算した金額（令第8条第1項第15号に規定する金額）</p> <p>④ 資本の払戻し等（資本の払戻し（出資等減少分配を除きます。）及び解散による残余財産の一部の分配をいいます。）に係る減資資本金額（令第8条第1項第16号に規定する金額）</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>⑤ 出資等減少分配(法第23条第1項第2号に規定する出資等減少分配をいいます。)に係る分配資本金額(令第8条第1項第17号に規定する金額)</p> <p>⑥ 自己株式の取得等をした場合(法第24条第1項第4号から第6号までに掲げる事由により金銭その他の資産を交付した場合)の取得資本金額(令第8条第1項第18号に規定する金額)</p> <p>⑦ 自己の株式の取得(適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含むものとし、上記⑥の自己株式の取得等及び法第61条の2第13項第1号から第3号までに掲げる株式のこれらの号に定める事由による取得で同項に規定する場合に該当するものを除きます。)の対価の額に相当する金額(令第8条第1項第19号イ又はロに掲げる事由による取得にあってはこれらに定める金額)</p> <p>⑧ その法人(内国法人に限ります。)がみなし配当事由(法第61条の2第2項の規定の適用がある合併及び金銭等不交付分割型分割を除きます。以下同じです。)によりその法人との間に完全支配関係がある他の内国法人から金銭その他の資産の交付を受けた場合又はみなし配当事由により法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式を有しないこととなった場合(他の内国法人の残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含みます。)において、そのみなし配当事由に係る剰余金の配当等とみなされる金額とそのみなし配当事由(その残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含みます。)に係る有価証券の譲渡対価の額とされる金額(譲渡原価の額)との合計額からその交付を受けた金銭の額及び資産の価額(適格現物分配に係る資産にあっては、令第123条の6第1項の規定により資産の取得価額とされる金額)の合計額を減算した金額に相当する金額(そのみなし配当事由が合併(適格合併を除きます。)である場合のその合併法人にあっては、0)</p>	

### (3) 根拠条文

法二十六、令八